

# 給水装置工事施行基準

## 1 総 則

### 1.1 趣 旨

この基準は、給水装置工事の施行及び管理を適正かつ合理的に運用するため、水道法（以下「法」という。）、同施行令（以下「政令」という。）、和泉市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程（以下「施行規程」という。）並びに和泉市指定給水装置工事事業者規程（以下「指定工事業者規程」という。）等に基づき、給水装置工事の設計と施行について定めたものである。

### 1.2 適 用

1. この基準は、本市の水道より給水する給水装置工事及び配水管布設工事に適用する。
2. この基準の適用に疑義が生じた場合は、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指示による。

### 1.3 給水装置の定義

「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）

### 1.4 給水装置の種類

給水装置は、次の3種とする。（条例第4条）

- ☆ 専用給水装置 1戸又は1事業所で専用するもの。
- ☆ 連用給水装置 1の給水装置に2個以上の給水栓を有し、2戸又は2箇所以上で使用するもの。
- ☆ 私設消火栓 消防用として使用するもの。

### 1.5 工事の種類

工事は、次の工種に区分する。

|           |   |
|-----------|---|
| ★ 新設工事    | 新たに給水装置を設ける工事。  |
| ★ 改造工事    | 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、改造工事は、建物の建替や増改築に伴い需要者が行うもののほか、水道事業者が事業運営上必要として施工する配水管の布設替え及び移設等に伴う給水管の付替え又は布設替えの工事やメーター位置変更工事などがある。 |
| ★ 布設工事    | 給水主管及び配水管等を道路等に布設する工事。  |
| ★ 共用管工事   | マンション等の敷地内共用管を布設する工事。   |
| ★ 給水管引込工事 | 配水管等から分岐して第一止水栓までの給水管を引込する工事。   |
| ★ 撤去工事    | 給水装置を配水管又は他の給水装置から取り外す工事。   |
| ★ 消火栓設置工事 | 既設配水管上に消火栓を設置する工事   |